

改正前	改正後
<p data-bbox="118 204 1097 284">総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方</p> <p data-bbox="723 347 1097 523">平成 25 年 9 月 10 日 財 務 省 改正：平成 27 年 4 月 1 日 改正：平成 28 年 11 月 28 日</p> <p data-bbox="118 638 309 667">第 1～第 3 略</p> <p data-bbox="118 686 1025 715">第 4 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置</p> <p data-bbox="174 734 1097 1053">消費税法第 63 条に規定する総額表示義務は、その時点で適用される税率に基づく税込価格を表示することを求めるものであるが、消費税率引上げの前後においては、値札の貼替えが間に合わない等の事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や、前もって値札の貼替えが行われることにより、新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合も生じ得るところであり、これらの場合も本特例の対象となり得る。</p> <p data-bbox="174 1072 1097 1152">このような場合における誤認防止措置としては、例えば以下のような表示が該当する。</p> <p data-bbox="174 1171 1097 1295">なお、店内等の一部の商品等についてのみ旧税率又は新税率の表示を行う場合には、第 2 の 2 の考え方により、どの商品等の価格が旧税率又は新税率の表示となっているのかを明らかにする必要がある。</p> <p data-bbox="152 1362 1097 1442">1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合</p>	<p data-bbox="1146 204 2125 284">総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方</p> <p data-bbox="1753 347 2128 574">平成 25 年 9 月 10 日 財 務 省 改正：平成 27 年 4 月 1 日 改正：平成 28 年 11 月 28 日 <u>改正：平成 31 年 3 月 29 日</u></p> <p data-bbox="1146 638 1238 667">(同左)</p> <p data-bbox="1146 686 2054 715">第 4 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置</p> <p data-bbox="1202 734 2125 1053">消費税法第 63 条に規定する総額表示義務は、その時点で適用される税率に基づく税込価格を表示することを求めるものであるが、消費税率引上げの前後においては、値札の貼替えが間に合わない等の事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や、前もって値札の貼替えが行われることにより、新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合も生じ得るところであり、これらの場合も本特例の対象となり得る。</p> <p data-bbox="1202 1072 2125 1152">このような場合における誤認防止措置としては、例えば以下のような表示が該当する。</p> <p data-bbox="1202 1171 2125 1295">なお、店内等の一部の商品等についてのみ旧税率又は新税率の表示を行う場合には、第 2 の 2 の考え方により、どの商品等の価格が旧税率又は新税率の表示となっているのかを明らかにする必要がある。</p> <p data-bbox="1180 1362 2125 1442">1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合</p>

個々の値札等においては「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率（5%）に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率（8%）に基づき精算させていただきます。」といった掲示を行う。

## 2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合

個々の値札等においては「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「既に新税率（8%）に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う。

個々の値札等においては「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率（8%）に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率（10%）に基づき精算させていただきます。」といった掲示を行う。

## 2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合

個々の値札等においては「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「既に新税率（10%）に基づく税込価格を表示している商品については、9月30日まではレジにて8%の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う。